

日時 平成28年12月15日(木) 10時00分～11時30分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・供給地点特定番号の変更の理由について、現行マニュアルの記載事例以外のもので必要のあるものについては例示の追加として対応する方向で検討を進める。★
- ・FITのSwitchングについて、平成29年4月以降の運用フローを検討する。★
- ・過去の実務者会議(第7回)提示の資料の修正対応について検討する。★
- ・廃止取次判断における確認順序について、旧一般電気事業者に確認を行う。★
- ・マッチング完了後のキャンセルについて、申込まれたSwitchング開始/廃止の取扱いについて確認する。★
- ・設備情報における住所情報等の誤登録について、責任箇所の検討について一旦事務局持ち帰りとする。★
- ・次回賛同状況及び新規ご意見・ご要望を1月12日(木) 目途に事務局宛てに送付頂きたい。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. Switchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局よりSwitchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

- ・項番54について。回答欄記載の期日にて改修完了のため、クローズとする。
- ・項番70について。事前通知を行うためには、現状のシステムでは、Switchング異動状況と供給地点特定番号変更の異動状況の双方を常時監視する必要があり実施困難である旨回答、本件クローズとする。
- ・項番73について。変更の都度理由を周知することは、システム改修を伴う事業者もあり、実施が困難である。ただし、現行マニュアル以外の事由で変更が発生しているため、例示の追加の方向で検討中。継続対応とする。★
- ・項番75について。Switchング廃止側を残した運用とできないか要望を頂いたが、前回提示の案のとおりで実施させていただきたい旨回答、クローズとする。
- ・項番76について。次回実務者会議を目標に運用フローは検討中の旨回答。★
- ・項番77について。ご指摘いただいた箇所について確認し、システム仕様为正である旨回答。現在公表されている会議資料の修正対応等については方法を検討中。★

■質疑等

・69,70,73の供給地点特定番号の変更がある場合について。結論から言うと、変わる場合は事前に通知いただけるということか。

→原則は変更がある場合には事前に通知することとしているが、事前に通知できない事例が発生しているのが実情となる。

(事務局回答)

⇒69にある事例でも事後通知になる場合もあるということか。

→69記載の事例では、事後になることはない。(事務局回答)

⇒それ以外で、システム都合等により連絡がないというケースもあるということか。

→事後になってしまうケースもあるが、連絡をしないということはない。(事務局回答)

⇒直前に連絡できないケースもあるが、そういう事例もあるということを前提に小売側も運営を考える必要があるという整理でよいか。

→現在マニュアルには、やむを得ず番号を変更する場合には通知をするルールとなっている。変更となる場合には、事後になっってしまうことはあるが通知を行わないということはない。

・75 について。スイッチング開始/廃止の片側だけを残してほしいということを必ずしも要望しておらず、両方残して頂いて運用対処頂くことを想定していた。小売側としては、スイッチング廃止を利用したいというのが趣旨となる。送配電事業者側、広域機関側の機能について改修が必要かもしれないが、そもそも FIT の機能自体を閉じることに改修が必要であると考えるので、どちらの改修が優位か、評価された結果の結論であるということか。

→現行機能を根本から閉じるということと、新たに一般送配電事業者が託送異動申込をするという考え方を持ち込んでシステム改修を行うか、どちらが軽い/重いの評価であれば、根本から閉じる方が軽いという評価になる。FIT に関しては、システムに限定した話にはなるが、現在小売電気事業者が契約している数が上限となり、今後送配電側にシフトしていくとなると、システム改修のコストをかけてやるということになると、今後の拡張性がない（理論的にはいつかゼロとなる）ことから、根本から閉じるか、いつか理論的にはゼロとなるところにコストをかけるかの選択となる。また、スイッチング廃止を申込まれたものに対し、マッチング処理をしなければならない会社もあり、機能を残して運用するためには改修の規模が大きくなるという面もある。

→広域側の機能としても、一般送配電事業者がスイッチング支援システムを利用することを想定していない。アクセスする権限は持っているが、スイッチング支援システムが、託送異動に関しては小売電気事業者を大前提としており、今回新たに追加したネガワット事業者についても、託送異動申込がないためこの思想に手は入っていない。一般送配電事業者が託送異動申込を行なうという考え方を追加するのは、根底から手を入れないといけなくなり、難しい対応となる。（事務局回答）

⇒一般送配電事業者に小売電気事業者として登録してもらえば済む話かと思うがいかがか。

→コード付与 + 送配電が異動投入された開始と廃止をマッチングさせる現状ない機能の改修が発生することが大きな点となる。どちらの選択をしても改修が発生するのはご指摘のとおりであるが、システム面に関して言えば、今ある機能を根本から閉じることに比べて、新たな機能を付与することの方が重たいということとなる。

⇒あくまでシステム観点での評価ということでよいか。システム化した 1 年弱、業務は効率化しており、もう一度紙運用に戻すことは、業務負荷が大きくシステムでの運用を継続していただきたい。

→現在検討している運用について、一括申込みを行ないたいなどの要望があるならば、それを踏まえたうえで検討を行っていく。

⇒一旦は現在検討されている運用フローを待つこととする。その上でやはりシステムでの運用を希望したい場合には、改めて起票する。76 はいつごろまでに整理する予定か。

→一番早いタイミングは次回実務者会議と考えている。

・71 について。これはクローズなのか、継続検討なのか。教えていただきたい。

→継続検討となる。ニーズが高まれば、優先度を上げて検討を行うこととなる。（事務局回答）

3. スwitchingほか自由化に必要な業務上の課題（低圧・一般家庭向け）（資料3）

小売電気事業者よりSwitchingほか自由化に必要な業務上の課題（低圧・一般家庭向け）について説明。

・平成 28 年 4 月以降、業務を行う中で発生した事例・課題について報告。

■ 質疑等

・13 番の制限中止割引について。自然災害等で広範囲にわたって停電が発生した場合に、オンライン処理ができないから A P I 化してほしいというのはどういった内容になるか。

→託送供給約款によれば、1 日 1 時間以上の一般送配電事業者事由の停電が発生すれば、各送配電事業者のサーバーに情報が入ることになっている。これを小売電気事業者側が見に行かなければいけない。現在 PULL でとることとなっており、PUSH ではないため、毎日情報の有無を確認しているのが実情である。現在これはオンライン化に向けて検討されている理解でよいのか。

⇒標準化帳票が3種類あり、csv ファイルをダウンロードいただいているが、今後確定値や30分値と同様にBP化して自動化できるか検討していくこととなっているが、現状はあまり進んでいない。(事務局回答)

→検討を進めてもらうにはどうしたらよいか。

⇒ニーズが高まれば、検討の優先度を上げることとなる。実務者会議の資料は、本機関のHPにも公開しており、それに対しご意見やご要望の声を挙げたい場合には、スイッチング支援に関するヘルプデスク宛てにメールを頂ければ、汲み上げてカウントするようにしている。(事務局回答)

→そういった仕組みであれば、是非全小売電気事業者に周知いただきたい。

・供給地点特定番号エラーについて。これは「供給地点特定番号+別の項目」に相違があった際返却されているのか、それとも、供給地点特定番号が一致しているにもかかわらず、別の項目の相違に対しこのエラーが返却されたのか。

→どちらのケースも発生しているのが実情である。

⇒これは旧一般電気事業者の小売部門が該当か。旧一般電気事業者側は、システムにより自動判断しているケースがほとんどであり、人手によるミスではないと思う。

→そうであるならば、少なくともORであるという理解でよいか。他に間違いがあるかもしれないが、少なくとも供給地点特定番号が間違っているということか。

⇒供給地点特定番号が、そもそもマスターデータに生きているデータとしてない場合に、このエラーが出るという理解している。供給地点特定番号は合っているが、契約番号等、別の情報が間違っているならば、別のエラーが返却されることとなる。

例えば、設備情報検索では引けるが、廃止取次では引けない、あるいは既にある小売から別の小売に移っており、元の小売のマスターデータには存在しないケースなども考えられる。

→判断ロジックとして、供給地点特定番号と別の項目で相違が発生していても、少なくとも供給地点特定番号だけを見て、エラーを返しているということでしょうか。それは旧一般電気事業者全社で足並みは揃っているか、ご確認いただくことは可能か。

⇒可能である、別途確認を行ってみる。★(事務局回答)

・5番について。本件は個別事例の詳細を確認する必要があると思料。

・7番について。4番みたいなワーニングが出ればよいのか、と考える。

→例えば、需要者名義を確認して、ワーニングを返すようなシステム対応ができないか。

⇒今のところ、契約がまだ成立していない方に需要者名を返答することが、システム面ではなく個人情報の問題としていかなものか、ということがある。システムとして作る前にスキームとしてどうか、枠組みから検討しないと難しいと思われる。(事務局回答)

⇒やり方上、契約中に再点申込有のステータスのものに対しては、全てアラートを上げることも選択肢としてはあると思うが、設備情報上で廃止中、ないしは廃止申込のない地点に対し、全てアラートが上がることとなるため、煩雑かつあまり意味のない情報となる。情報については、基本的に需要者本人から確認してほしい。

・3番の右側について。二重課金されてご請求されたということだが、これは送配電事業者から新旧小売両方に確定使用量が届いたということか。

→ご指摘のとおりである。マニュアル操作のため、連携が上手くいっていないと事例として発生するのは分かる。

⇒これは、託送側の請求が二重となったのか、小売側の請求が二重となったのか。

→小売側で、需要者に対し新旧双方から請求書が行った形になる。

⇒おそらく託送側と新電力側のデータは合っているが、旧小売側が誤って請求を出してしまったこととなるのか。

⇒この事例は、マッチングをキャンセルしていることから、旧小売側に戻っていると理解している。託送側がキャンセルを上手く反映できておらず、新小売側に確定使用量が行った形ではないか。

→キャンセルが通っているか、ステータスを確認できるようにできないか。

⇒確定使用量がきてしまった段階で、もう一度送配電事業者に連絡し確認するくらいしか対応方法がないかと思う。

⇒一度マッチング完了しているということは、スイッチング開始に却下が返ってきているということか。マッチング後供給開始以

前にキャンセルしているのであれば、却下が返ってくると思うが。

⇒送配電事業者によって若干取扱いが異なるが、取消フラグで管理されているか、ステータスが却下に落ちる等対応されており、それをトリガーにキャンセルがなされたと確認している。

⇒広域としても、キャンセル時の取扱いについて確認をする。★

・12 番について。これはどこが整理する話なのか。監視等委員会へ相談した際には、実務者会議で話し合ってくれということだったが。送配電側に責任がないとなれば正しく登録し直す努力をしないということになるのではないか。

⇒即答は難しいので、一旦事務局で持ち帰りとさせていただきます。（事務局回答）★

4. 30分電力量・確定使用量通知のB Pに関するご意見・ご要望状況（資料4、資料4別紙）

事務局より30分電力量・確定使用量通知のB Pに関するご意見・ご要望状況について説明。

・今回新たに頂いたご意見ご要望、および前回からの進捗状況について報告。

・項番21について、改修の目途が立ち時期が確定したら別途ご連絡とする。

・項番24、26について、別紙にて詳細を説明。

・項番24、25、27に関しては、今回の説明にてクローズとする。

・項番26については、運用事例集へ反映が完了した時点でクローズとする。

■質疑等

・項番24について。中部電力及び中国電力については、連絡はせず、必ず翌月とするという理解でよいか。

→ヒアリングした結果は、ご認識頂いているとおりになる。また、九州電力から頂いた情報では、今年の熊本のような広範囲にわたる事例の場合、対象件数が多く100%通知しきれないケースもあることはご容赦いただきたいとのこと。（事務局回答）

○次回は1/19（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上